

## 東京大学内部統制委員会規則

令和5年3月23日

役員会議決

東大規則第109号

沿革

### (設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に、東京大学基本組織規則第19条の規定に基づく全学委員会として、東京大学内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この規則において、内部統制システムとは、役員（監事を除く。）及び運営方針委員の職務の執行が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他大学法人の業務の適正を確保するための体制をいう。

### (任務)

第3条 委員会は、総長、理事又は副学長の統括のもとに、大学法人における内部統制システムの推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定め、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保するための方策並びにこれらに関連する事項について協議を行う。

### (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、総長をもって充てる。

2 副委員長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

### (委員)

第6条 委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

(1) 総長が指名する理事又は副学長

(2) その他総長が必要と認めた大学法人の教職員 若干名

### (任期)

第7条 前条第2号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (専門委員会)

第8条 委員会に、特定の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### (事務)

第9条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、本部総務課において処理する。

### (補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学内部統制委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第2章 委員会等

沿革情報

◆令和05年03月23日 役員会議決

◇令和06年09月19日